

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 155 号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																															
1	<p>(総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>給与旅費担当課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>本庁及び盛岡地方振興局</u>の非常勤職員及び非常勤特別嘱託員の任免に関すること。</p> <p>(5) <u>本庁及び盛岡地方振興局</u>の臨時的任用職員の任免に関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員並びに<u>本庁及び盛岡地方振興局</u>の臨時的任用職員に係る社会保険及び雇用保険の届出に関すること。</p> <p>(経営企画部長等専決事項)</p> <p>第34条 [略]</p>	<p>(総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>給与旅費担当課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員の任免に関すること。</p> <p>(5) 臨時的任用職員の任免に関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員並びに臨時的任用職員に係る社会保険及び雇用保険の届出に関すること。</p> <p>(経営企画部長等専決事項)</p> <p>第34条 [略]</p>																															
2	<p>広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 務</th> <th colspan="3">専決権者</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>広域振興局総務部総務課長</th> <th>総合支局県民センター所長</th> <th>地方振興局企画総務部管理主幹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 <u>非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。</u></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	専決権者			備 考	広域振興局総務部総務課長	総合支局県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹	1 [略]	[略]	[略]	[略]		2 <u>非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。</u>	○		○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。	<p>広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 務</th> <th colspan="3">専決権者</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>広域振興局総務部総務課長</th> <th>総合支局県民センター所長</th> <th>地方振興局企画総務部管理主幹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	専決権者			備 考	広域振興局総務部総務課長	総合支局県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹	1 [略]	[略]	[略]	[略]	
事 務	専決権者			備 考																													
	広域振興局総務部総務課長	総合支局県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹																														
1 [略]	[略]	[略]	[略]																														
2 <u>非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。</u>	○		○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。																													
事 務	専決権者			備 考																													
	広域振興局総務部総務課長	総合支局県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹																														
1 [略]	[略]	[略]	[略]																														

3 <u>臨時的任用職員の任免に関すること。</u>	○		○	盛岡地方 振興局企画 総務部の管 理主幹を除 く。
4 [略]				[略]
5 [略]				[略]
6 [略]				[略]
7 [略]				[略]
8 [略]				[略]
9 [略]				[略]
10 [略]				[略]
11 [略]				[略]
12 [略]				[略]
13 [略]				[略]

3・4 [略]

(広域振興局等以外の出先機関の長共通専決事項)

第44条 広域振興局等以外の出先機関の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。
- (3) 臨時的任用職員の任免に関すること。
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]

2 [略]

(福祉総合相談センター所長等専決事項)

第48条 [略]

2 [略]

3 前項に定めるもののほか、福祉総合相談センターの児童女性部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

2 [略]	[略]
3 [略]	[略]
4 [略]	[略]
5 [略]	[略]
6 [略]	[略]
7 [略]	[略]
8 [略]	[略]
9 [略]	[略]
10 [略]	[略]
11 [略]	[略]

3・4 [略]

(広域振興局等以外の出先機関の長共通専決事項)

第44条 広域振興局等以外の出先機関の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]

2 [略]

(福祉総合相談センター所長等専決事項)

第48条 [略]

2 [略]

3 前項に定めるもののほか、福祉総合相談センターの児童女性部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

<p>(1) <u>非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。</u></p> <p>(2) <u>臨時的任用職員の任免に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(農業研究センター所長等専決事項)</p> <p>第53条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項に定めるもののほか、農業研究センターの総務部長、畜産研究所長及び県北農業研究所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。</u></p> <p>(2) <u>臨時的任用職員の任免に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 <u>農業研究センター畜産研究所の次長(種山畜産研究室を担当する次長に限る。)の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。</u></p> <p>(2) <u>臨時的任用職員の任免に関すること。</u></p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(農業研究センター所長等専決事項)</p> <p>第53条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項に定めるもののほか、農業研究センターの総務部長、畜産研究所長及び県北農業研究所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
<p>2 (総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>	<p>(総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>

[略]

職員福祉担当課長専決事項

- (1)～(5) [略]
- (6) 本庁(労働委員会事務局及び収用委員会事務局を含む。以下この項において同じ。)及び盛岡地方振興局の職員の扶養親族の認定に関する事
- (7) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関する事
- (8) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関する事
- (9) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関する事
- (10) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関する事
- (11) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の児童手当受給資格等の認定に関する事
- (12) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の児童手当の支給に関する事

給与旅費担当課長専決事項

- (1)～(5) [略]
 - (6) 本庁及び盛岡地方振興局の臨時任用職員に係る賃金の支給並びに共済費の支出に関する事
 - (7) [略]
- (経営企画部長等専決事項)

第34条 [略]

2 広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者			備考
	広域振興局総務部総務課長	総合支局県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹	
1 [略]	[略]			
2 <u>職員の扶養親族の認定に関する事</u>	○		○	

[略]

職員福祉担当課長専決事項

- (1)～(5) [略]
- (6) 職員の扶養親族の認定に関する事
- (7) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関する事
- (8) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関する事
- (9) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関する事
- (10) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関する事
- (11) 職員の児童手当受給資格等の認定に関する事
- (12) 職員の児童手当の支給に関する事

給与旅費担当課長専決事項

- (1)～(5) [略]
 - (6) 臨時任用職員に係る賃金の支給並びに共済費の支出に関する事
 - (7) [略]
- (経営企画部長等専決事項)

第34条 [略]

2 広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者			備考
	広域振興局総務部総務課長	総合支局県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹	
1 [略]	[略]			

3 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。	○	○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
4 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。	○	○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
5 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。	○	○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
6 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。	○	○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
7 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。	○	○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
8 [略]	[略]		
9 [略]	[略]		
10 [略]	[略]		
11 [略]	[略]		

3・4 [略]

(広域振興局等以外の出先機関の長共通専決事項)

第44条 広域振興局等以外の出先機関の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 職員の扶養親族の認定に関すること。

(7) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。

(8) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。

(9) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。

(10) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。

(11) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

2 [略]	[略]
3 [略]	[略]
4 [略]	[略]
5 [略]	[略]

3・4 [略]

(広域振興局等以外の出先機関の長共通専決事項)

第44条 広域振興局等以外の出先機関の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(福祉総合相談センター所長等専決事項)

第48条 [略]

2 [略]

3 前項に定めるもののほか、福祉総合相談センターの児童女

性部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員の扶養親族の認定に関すること。

(2) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額
の決定又は改定に関すること。

(3) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額
の決定又は改定に関すること。

(4) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月
額の決定又は改定に関すること。

(5) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額
の決定又は改定に関すること。

(6) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。

4 [略]

(農業研究センター所長等専決事項)

第53条 [略]

2 [略]

3 前項に定めるもののほか、農業研究センターの総務部長、
畜産研究所長及び県北農業研究所長の専決できる事項は、次
のとおりとする。

(1) 職員(次長(種山畜産研究室を担当する次長に限る。)
及び種山畜産研究室の職員を除く。以下この項において同
じ。)の扶養親族の認定に関すること。

(2) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額
の決定又は改定に関すること。

(3) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額
の決定又は改定に関すること。

(4) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月
額の決定又は改定に関すること。

(5) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額
の決定又は改定に関すること。

(6) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

4・5 [略]

(研究室長等共通専決事項)

第54条 [略]

(福祉総合相談センター所長等専決事項)

第48条 [略]

2 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

3 [略]

<p>2 前項に定めるもののほか、岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室の研究室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 職員の扶養親族の認定に関すること。</u></p> <p><u>(2) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。</u></p> <p><u>(3) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。</u></p> <p><u>(4) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。</u></p> <p><u>(5) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。</u></p> <p><u>(6) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(東京事務所長等専決事項)</p> <p>第59条 [略]</p> <p>2 東京事務所総務行政部長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 職員の扶養親族の認定に関すること。</u></p> <p><u>(5) 職員の住居の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。</u></p> <p><u>(6) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。</u></p> <p><u>(7) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。</u></p> <p><u>(8) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室の研究室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(東京事務所長等専決事項)</p> <p>第59条 [略]</p> <p>2 東京事務所総務行政部長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第3の17の項を次のように改める。

17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	第9条第3項	届出の受理	○	○		○			○			○	○	
	第9条の2第1項及び第9条の3第9項	改善又は使用停止の命令	○	○		○			○			○		
	第12条の3第6項	報告の受理	○	○		○			○			○	○	
	第12条の6	勧告	○	○		○			○			○	○	
	第14条第1項及び第14条の4第1項	収集運搬業の許可（県内に事業所を有する者に係るものに限る。）	○			○								
第14条第2項及び第14条の4第2項	収集運搬業の許可の更新（県内に事業所を有する者に係るものに限る。）	○			○									

第14条の2第1項及び第14条の5第1項	収集運搬業の事業の範囲の変更の許可（県内に事業所を有する者に係るものに限る。）	○			○														
第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項	届出の受理（県内に事業所を有する者に係るものに限る。）	○	○		○			○				○	○						
第15条の2の5第3項において準用する第9条第3項	届出の受理	○	○		○			○				○	○						
第15条の2の6	改善又は使用停止の命令	○	○		○			○				○							
第18条第1項	報告の徴収（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。）	○	○		○			○				○	○						
第19条第1項	立入検査（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。）	○	○		○			○				○	○						
第19条の3	改善命令（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。）	○	○		○			○				○							
第19条の5第1項及び第19条の6第1項	措置命令（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。）	○	○		○			○				○							
第21条の2第1項	事故時の届出の受理	○	○		○			○				○	○						
第21条の2第2項	事故時の応急措置命令	○	○		○			○				○							

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年2月1日から施行する。